

6 選挙・投票の案内

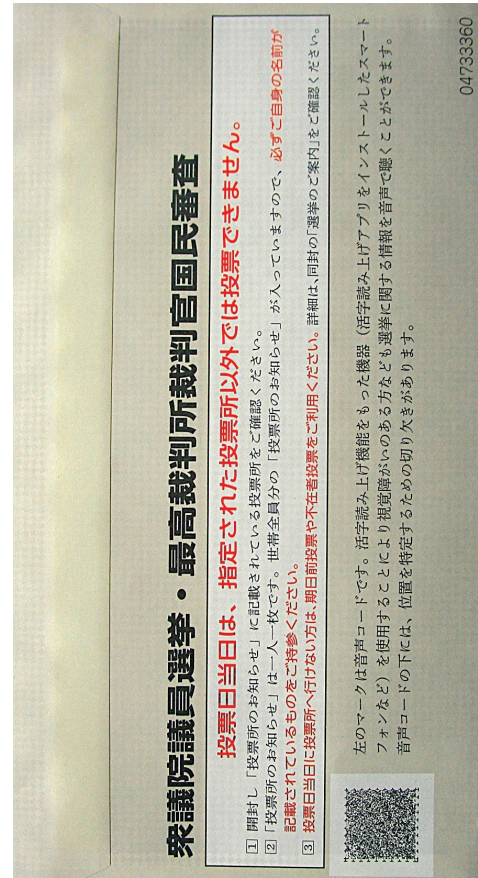
(1) 投票所のお知らせ

区内在住者用封筒

(表)



(裏)

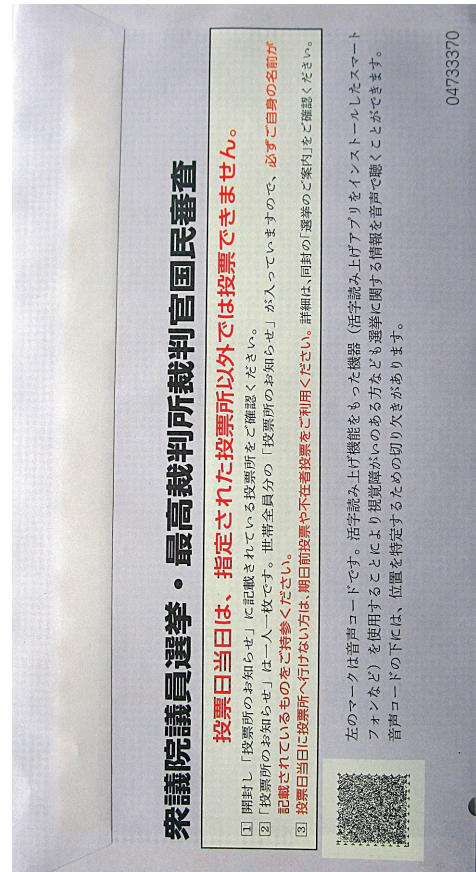


区外転出者用封筒

(表)



(裏)



宛名票(東京都第11区)

(表)

宛名票

04733590

衆議院議員選挙(東京都第11区)
最高裁判所裁判官国民審査
投票日 月 日 月 日
投票時間 午前7時～午後8時

※投票日は決められた投票所でのみ投票できます。
※期日前投票は区内13カ所(いずれの投票所でも投票することが可能です)。
※期日前投票の場所については同封の「期日前投票のご案内」をご確認ください。

期日前投票期間 月 日 月 日 月 日
板橋区役所 午前8時30分～午後8時00分
その他12カ所 午前8時30分～午後8時00分

投票の際は、同封の「投票所のお知らせ」
(ご自身のもの)をお持ちになつてください。
投票所でお手伝いが必要な方は、裏面の
「投票支援カード」をご活用ください。

板橋区選挙管理委員会
〒173-8501 板橋区板橋三丁目16番1号
電話 03-3579-2681 FAX 03-3579-2687
板橋区ホームページURL <https://www.city.tachibashi.tokyo.jp>

宛名票

(裏)

投票のお手伝いが必要な方へ

投票にお手伝いが必要な方は、このカードを投票所の職員に渡すと、代理投票や投票所内の誘導などのお手伝いをさせていただきます。

希望するコミュニケーション方法を教えてください。

会話 筆談ボード・メモ用紙などを使って欲しい。
 コミュニケーションボードを使って欲しい。

投票所内の付き添いは必要ですか？
職員が投票所内の案内・誘導や車いすの補助を行います。

はい
⇒付き添いの時に気を使って欲しいこと、手伝って欲しいことなどがあれば下の自由記入欄に書いてください。
 いいえ(一人で大丈夫です)

自分で投票用紙に書きますか？

はい(自分で記入します)
 いいえ。投票用紙に代わりに書いて欲しい。
(代理投票：職員が代筆します)

他に気を付けて欲しいことや手伝って欲しいことがあれば教えてください。

(例) ・ひじの上を掴ませてもらい、手引きして欲しい。
・手引きをする際に、触れて欲しくない。
・車いすを押して欲しい。・大きな声で話しかけて欲しい。
・大きな声で話しかけられるとびっくります。
・マスクをつけて対応して欲しい

自由記入欄

04733590

宛名票(区外転出者用)

(表)

宛名票

04733600

衆議院議員選挙(東京都第11区)
最高裁判所裁判官国民審査
投票日 月 日 月 日
投票時間 午前7時～午後8時

※投票日は決められた投票所でのみ投票できます。
※期日前投票は区内13カ所(いずれの投票所でも投票することが可能です)。
※期日前投票の場所については同封の「期日前投票のご案内」をご確認ください。

期日前投票期間 月 日 月 日 月 日
板橋区役所 午前8時30分～午後8時00分
その他12カ所 午前8時30分～午後8時00分

投票の際は、同封の「投票所のお知らせ」
(ご自身のもの)をお持ちになつてください。
投票所でお手伝いが必要な方は、裏面の
「投票支援カード」をご活用ください。

このお名前をお持ちの方は、板橋区で投票のしかたが、新しい選挙管理委員会(新選挙管理委員会)へお問い合わせください。新選挙管理委員会は、新住所での選挙管理委員会へお問い合わせいただけます。不明の場合は、新住所の選挙管理委員会へお問い合わせください。

板橋区選挙管理委員会
〒173-8501 板橋区板橋三丁目16番1号
電話 03-3579-2681 FAX 03-3579-2687
板橋区ホームページURL <https://www.city.tachibashi.tokyo.jp>

宛名票(東京都第12区)

(表)

宛名票
04733630
衆議院議員選挙(東京都第12区)
最高裁判所裁判官国民審査
投票日 月 日
投票時間 午前7時～午後8時
※投票日は決められた投票所でのみ投票できます。
期日前投票期間
板橋区役所 月 日～月 日
その他3カ所 月 日～月 日
投票時間 午前8時30分～午後8時00分
※期日前投票は指定された区内4カ所の投票所で投票することができます。
※期日前投票の場所については開封の期日前投票のご案内をご覧ください。

(投票区、簿冊)

投票の際は、同封の「投票所のお知らせ」
(ご自身のもの)をお持ちになつてください。
投票所でお手伝いが必要な方は、裏面の
「投票支援カード」をご活用ください。

板橋区選挙管理委員会
〒173-8501 板橋区板橋二丁目16番1号
電話 03-3379-2081 FAX 03-3379-2087
板橋区ホームページアドレス <https://www.city.habashi.tokyo.jp>

宛名票

(裏)

＜投票のお手伝いが必要な方＞

投票支援カード
投票にお手伝いが必要な方は、このカードを投票所の職員に渡すと、代理投票や投票所内の誘導などのお手伝いをさせていただきます。

希望するコミュニケーション方法を教えてください。

会話 筆談ボード・メモ用紙などを使って欲しい。
 コミュニケーションボードを使って欲しい。

投票所内の付き添いは必要ですか？
職員が投票所内の案内・誘導や車いすの補助を行います。

はい
⇒付き添いの時に気を使って欲しいこと、手伝って欲しいことなどがあれば下の自由記入欄に書いてください。
 いいえ(一人で大丈夫です)

自分で投票用紙に書きますか？

はい(自分で記入します)
 いいえ。投票用紙に代わりに書いて欲しい。(代理投票・職員が代筆します)

他に気を付けて欲しいことや手伝って欲しいことがあれば教えてください。

(例)・ひじの上を掴ませてもらい、手引きして欲しい。
・手引きをする際に、触れて欲しくない。
・車いすを押して欲しい。・大きな声で話しかけて欲しい。
・大きな声で話しかけられるとびっくりします。
・マスクをつけて対応して欲しい

自由記入欄

04733630

宛名票(区外転出者用)

(表)

宛名票
04733640
衆議院議員選挙(東京都第12区)
最高裁判所裁判官国民審査
投票日 月 日
投票時間 午前7時～午後8時
※投票日は決められた投票所でのみ投票できます。
期日前投票期間
板橋区役所 月 日～月 日
その他3カ所 月 日～月 日
投票時間 午前8時30分～午後8時00分
※期日前投票は指定された区内4カ所の投票所で投票することができます。
※期日前投票の場所については開封の期日前投票のご案内をご覧ください。

(投票区、簿冊)

このお知らせをお持ちの方は、板橋区で投票になります。ただし、居住所別の選挙区は、居住地域の選挙管理委員会へお問い合わせください。
板橋区選挙管理委員会
〒173-8501 板橋区板橋二丁目16番1号
電話 03-3379-2081 FAX 03-3379-2087
板橋区ホームページアドレス <https://www.city.habashi.tokyo.jp>

投票の際は、同封の「投票所のお知らせ」
(ご自身のもの)をお持ちになつてください。
投票所でお手伝いが必要な方は、裏面の
「投票支援カード」をご活用ください。

04733430

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査のご案内

投票日

本案内作成時点で投票日が確定していないため、宛名票に記載しております。宛名票をご覧ください。

期日前投票

場所の詳細については裏面をご覧ください

投票所のお知らせ

投票所には、同封の「投票所のお知らせ」をお持ちになつてください。
このお知らせは、世帯ごとに送付しています。投票にはご自身の「投票所のお知らせ」が必要になりますので、お知らせの取り間違いにご注意ください。

- ※1 「投票所のお知らせ」を紛失した場合は投票することができません。
- ※2 「投票所のお知らせ」が届いていても、投票される日に選挙権がない方は投票することができません。

選挙公報の配布

選挙公報は、下記期間までに各世帯の郵便受け等に順次配布予定です。
投票日2日前(金)まで

- ※区施設(地域センター、区民事務所、図書館)にも順次備え置きます。
- ※板橋区選挙管理委員会のホームページにも掲載されます。

不在者投票

「仕事が終わってからでは投票時間に合わない」、「長期出張で投票に行けない」、「帰省している」などの理由により板橋区内で投票することができない方は、滞在先の選挙管理委員会で投票することができます。
本選挙は、投票日が迫っているため、署名用電子証明書付きマイナンバーカードをお持ちの方はびったりサービスによる電子申請をおすすめいたします。

1 投票用紙を請求する

同封の「投票所のお知らせ」裏面の[A]欄と[B]欄に必要事項を記入のうえ、板橋区選挙管理委員会まで郵送してください。代理の方が直接お持ちになっても結構です。びったりサービスより電子申請による投票用紙の請求もできます。詳細は区ホームページよりご確認ください。

2 投票に必要な書類一式が送られてくる

ご記入くださった送付先に板橋区選挙管理委員会から、投票用紙、不在者投票証明書などの投票に必要な書類一式を郵便(レターパックプラス)でお送りします。送付書類一式の中にある注意事項などの案内をよくお読みください。

3 滞在地投票を行う

郵送された書類一式を持参し、滞在先の区市町村の選挙管理委員会投票日の前日までに投票してください。投票用紙は、板橋区選挙管理委員会に郵送されます。受付場所や投票時間については、選挙管理委員会によって異なり、土曜・日曜は受付ができない可能性もありますので、滞在先の区市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

(2)案内チラシ

i 東京都第11区

投票における制度や取組について

障がいのある方や病气やケガが、その他の理由で投票することが困難な方など、誰もが投票しやすいような制度や投票所での支援・お伝いをさせていただきます。

投票所内での支援について

- 1 付き添い、誘導のお手伝い**
投票の際に、投票所内の移動の付き添いや案内を係員にたのむことができます。
- 2 補助犬の同伴**
投票所内には、補助犬も一緒についていって投票することができます。
- 3 メモや筆記員の持ち込み**
投票したい方の名前などを書いたメモや使いたれたペン等を持ち込むことができます。

4 投票支援カード

同封している「投票支援カード(宛名票裏面)にお手伝いを欲しいことを記入し、係員へ渡し、お手伝いを欲しいことをたのむことができます。
投票所で職員への声掛けが難しい方や事前に支援して欲しいことを伝えたい方はご活用ください。

5 投票補助物品の貸出

次の補助物品を使用することができます。
・車いす・文鎮・ルーペ・老眼鏡・点字器・筆談ボード
・視覚障がい者用筆記補助具・車いす用の記載台
・滑り止めシート・投票支援カード・コミュニケーションボード

投票方法のご案内

1 点字投票

目が不自由で、点字による投票が可能です。点字投票ができますので、お申し出ください。点字器は、全ての投票所に備え付けてありますが、ご自身の点字器をお持ちいただいても構いません。

2 代理投票

投票用紙への自筆が困難な方は、お申し出によりご本人に代わって投票所職員が、投票用紙へ代筆します。なお、家族や同行者等が代筆することはできません。

3 受付

投票する人が代理投票を伝えてください。口頭で伝えるか、メモや同封の投票支援カードに書いて渡すこともできます。

2 投票所の中へ

2人の職員が代理投票のお手伝いをさせていただきます。不安な時には家族やヘルパーと一緒に来てもらうことができます。職員に相談してください。

3 投票

投票したい人や政党を係員に伝える時は、メモや氏名等掲示を指差するなどしてお伝えください。お伝えくださった内容に間違いがないよう一緒に確認しながら、投票用紙に係員が代筆します。

※投票所に行くことが難しい方は、指定病院等での投票制度、郵便等投票制度という制度もございます。詳細は、区ホームページ又は選挙管理委員会までお問い合わせください。



区ホームページ

板橋区選挙管理委員会
〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66番1号

お問い合わせ **電話 03-3579-2681** **FAX 03-3579-2687**

表

期日前投票のご案内

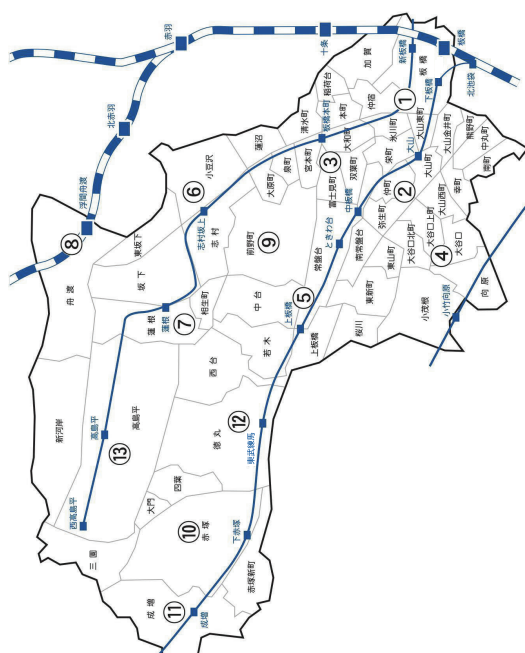
※期日前投票期間は板橋区役所とそれ以外の投票所により異なります

※期日前投票の期間及び時間については、宛名票に記載しておりますので、ご覧ください。

▲ ⑫の投票所はイオン板橋ショッピングセンターからきたのホールに変更となっておりますのでご注意ください

＜期日前投票所一覧＞

ご来場の際は、公共の交通機関をご利用ください。板橋区役所、富士見地域センター、(※1)大谷口地域センター、志村坂上地域センター、(※1)志村健康福祉センター、エコポリスセンター、赤塚支所、成増アクトホール、きたのホール、高島平区民館には駐車場がございますが、駐車台数に限りがあるため、混雑時は長時間お待たせすることがあります(※1は身障者用のみ)。仲町ふれあいセンターは工事のため、今回駐車場が使用できません。



② 仲町ふれあいセンター
4階レクリエーションホール

【住所】仲町 20-5
●東武東上線「中板橋」下車7分
●東武東上線「大谷」下車9分
●池袋駅西口～赤羽駅西口バス
「仲町区民事務所」下車1分

③ 富士見地域センター
1階レクリエーションホール

【住所】富士見町 3-1
●東武東上線「板橋本町」下車8分
●東武東上線「中板橋」下車15分
●池袋駅西口～高島平操車場または高島平駅バス「大和町」下車8分

④ 大谷口地域センター
2階洋室A

【住所】大谷口 2-12-5
●東武東上線「有楽町線・副都心線」千川」下車12分
●池袋駅西口～日本病院バス「水運タンク前」下車2分

⑤ 常盤台地域センター
1階レクリエーションホール

【住所】常盤台 4-14-1
●東武東上線「上板橋」下車5分
●王子駅～大和町駅止上板橋バス「教育科学館」下車1分

⑥ 志村坂上地域センター
2階洋室A

【住所】小豆沢 2-19-15
●東武東上線「志村坂上」下車(A3出口)1分
●池袋駅西口～高島平操車場または高島平駅バス「志村坂上」下車1分
●赤羽駅西口～高島平操車場バス「志村坂上区民事務所」下車1分

⑦ 志村健康福祉センター
3階運動室

【住所】蓮根 2-5-5
●東武東上線「蓮根」下車6分
●池袋駅西口～高島平操車場または高島平駅バス「志村健康福祉センター」入口下車2分
●赤羽駅西口～高島平操車場バス「志村中学校」下車5分

⑧ 舟渡ホール
1階レクリエーションホール

【住所】舟渡 1-14-5
●JR埼京線「浮間舟渡」下車3分
●東武東上線「浮間舟渡駅」下車3分
「舟渡一丁目」下車3分

⑨ エコポリスセンター
2階球技学習室

【住所】前野町 4-6-1
●東武東上線「志村坂上」下車20分
●東武東上線「とむぎ台」下車20分
●とむぎ台駅～赤羽駅西口バス「前野小学校」下車2分

⑩ 赤塚支所
1階支所ギャラリー

【住所】赤塚 6-3-8
●東武東上線「下赤塚」下車15分
●東武東上線「有楽町線・副都心線」地下鉄赤塚」下車17分
●池袋駅西口バス「桜橋区役所」下車1分
または志村三丁目バス「赤塚庁舎」下車1分

⑪ 成増アクトホール
5階談話コーナー

【住所】成増 3-11-3
●東武東上線「成増」下車1分
●東武東上線「有楽町線・副都心線」地下鉄成増」下車3分

⑫ きたのホール
2階多目的ホール

【住所】徳丸 2-12-12
●東武東上線「東武徳丸」下車8分

⑬ 高島平区民館
3階ホール(高島平地域センター併設)

【住所】高島平 3-12-28
●東武東上線「高島平」下車5分
●東武東上線「浮間舟渡」下車1分
「高島平警察署」下車1分

⑭ 板橋区役所
北館1階区民イベントスクエア

【住所】板橋 2-46-1
●東武東上線「板橋区役所前」下車1分
●東武東上線「大山」下車10分
●高島平駅または高島平操車場～池袋駅西口バス「桜橋区役所」下車1分

板橋区選挙管理委員会

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号
電話 03-3579-2681 FAX 03-3579-2687

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査 のご案内

投票日

**本案内作成時点で投票日が確定していないため、
宛名票に記載しております。宛名票をご覧ください。**

期日前投票

場所の詳細については裏面をご覧ください

投票所のお知らせ

投票所には、同封の「投票所のお知らせ」をお持ちになってください。
このお知らせは、世帯ごとにご送付いたします。投票にはご自身の「投票所のお知らせ」が必要になりますので、お知らせの取り間違いにご注意ください。

※1 「投票所のお知らせ」を紛失した場合でも投票することができます。投票所係員にお申し出ください。
※2 「投票所のお知らせ」が用いても、投票される日に選挙権がない方は投票することができません。

選挙公報の配布

選挙公報は、下記期間までに各世帯の郵便受け等に順次配布予定です。

投票日2日前(金)まで

※区施設(地域センター、区民事務所、図書館)にも順次備え置きます。
※板橋区選挙管理委員会のホームページにも掲載されます。

不在者投票

「仕事が終わってからでは投票時間に間に合わない」、「長期出張で投票に行けない」、「帰省している」などの理由により板橋区内で投票することができない方は、潜在先の選挙管理委員会に投票することができます。
本選挙は、投票日が迫っているため、署名用電子証明書付きマイナンバーカードをお持ちの方はびったりサービスによる電子申請をおすすめいたします。

1 投票用紙を請求する

同封の「投票所のお知らせ」裏面の **A欄** と **B欄** に必要事項を記入のうえ、板橋区選挙管理委員会まで郵送してください。代理の方が直接お持ちになっても結構です。びったりサービスより電子申請による投票用紙の請求もできます。詳細は区ホームページよりご確認ください。

2 投票に必要な書類一式が送られてくる

ご記入くださった送付先に板橋区選挙管理委員会から、投票用紙、不在者投票証明書などの投票に必要な書類一式を郵便(レターボックス)でお送りします。送付書類一式の中にある注意事項などの案内をよくお読みください。

3 潜在地投票を行う

郵送された書類一式を持参し、潜在先の区市町村の選挙管理委員会で投票日の前日までに投票してください。投票用紙は、板橋区選挙管理委員会に郵送されます。受付場所や投票時間については、選挙管理委員会によって異なり、土曜・日曜は受付ができない可能性もありますので、潜在先の区市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票における制度や取組について

障がいのある方や病气やケガ、その他の理由で投票することが困難な方など、誰もが投票しやすいような制度や投票所での支援・お伝いをさせていただきます。

投票所内での支援について

1 付き添い・誘導のお手伝い

投票の際に、投票所内の移動の付き添いや案内を係員にたのむことができます。

2 補助犬の同伴

投票所内には、補助犬も一緒についていって投票することができます。

3 メモや筆記具の持ち込み

投票したい方の名前などを書いたメモや使いたれたペン等を持ち込むことができます。

4 投票支援カード

同封している「投票支援カード」(宛名票裏面)にお手伝いして欲しいことを記入し、係員へ渡し、お手伝いして欲しいことをたのむことができます。
投票所で職員への声掛けが難しい方や事前に支援して欲しいことを伝えたい方はご活用ください。

5 投票補助物品の貸出

次の補助物品を使用することができます。
・車いす・文鎮・ルーペ・老眼鏡・点字器・筆談ボード
・視覚障がい者用筆記補助具・車いす用の配載台
・滑り止めシート・投票支援カード・コミュニケーションボード

投票方法のご案内

点字投票

目か不自由で、点字による投票が可能の方は、点字投票ができますので、お申し出ください。点字器は、全ての投票所に備え付けてありますが、ご自身の点字器をお持ちいただいても構いません。

代理投票

投票用紙への自書が困難な方は、お申し出によりご本人に代わって投票所職員が、投票用紙へ代筆します。なお、家族や同行者等が代筆することはできません。

1 受付



投票する人が代理投票を伝えてください。口頭で伝えるか、メモや同封の投票支援カードに書いて渡すこともできます。

2 投票所の中へ



2人の職員が代理投票のお手伝いをさせていただきます。不安な時には家族やヘルパーさん側にいらしていただくことができます。職員に相談してください。

3 投票



投票したい人や政気を係員に伝える時は、メモや氏名等掲示を指差しするなどしてお伝えください。お伝えくださる内容に間違いがないよう一層に確認しながら、投票用紙に係員が代筆します。

利用手順

※投票所に行くことが難しい方は、指定病院等での投票制度、郵便等投票制度という制度もございます。詳細は、区ホームページ又は選挙管理委員会までお問い合わせください。



区ホームページ

板橋区選挙管理委員会
〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66番1号

お問い合わせ 電話 03-3579-2681 FAX 03-3579-2687

期日前投票のご案内

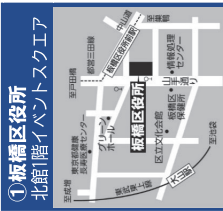
※期日前投票期間は板橋区役所とそれ以外の投票所により異なります

※期日前投票の期間及び時間については、宛名票に記載しておりますので、ご覧ください。

⚠️ 下記4か所の投票所以外では投票できません。ご注意ください。

ご来場の際は、公共の交通機関をご利用ください。板橋区役所、(※)志村健康福祉センター、高島平区民館には駐車場がございますが、駐車台数が限りがあため、混雑時は長時間お待ちさせていただきます(※は身障者用のみ)。

①板橋区役所
北館階イベントスクエア



【住所】板橋2-6-1
 ●JR有楽町線「板橋区役所前」下車1分
 ●有楽町線「上野山」下車10分
 ●高島平線または高島平線有楽町線～池袋駅西口～高島平線下車
 ●池袋駅西口バス「板橋区役所」下車1分

②志村健康福祉センター
3階運動室



【住所】有楽2-5-5
 ●JR三田線「蓮根」下車6分
 ●池袋駅北口～赤羽駅西口まで
 ●池袋駅西口～高島平線下車
 ●志村健康福祉センター～池袋駅西口～高島平線下車
 ●池袋駅西口～高島平線下車

③舟渡ホール
1階レクリエーションホール

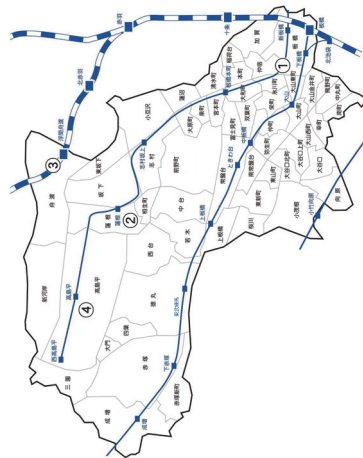


【住所】舟渡1-14-5
 ●JR有楽町線「浮間舟渡」下車3分
 ●有楽町線「浮間舟渡」下車3分
 ●池袋駅西口～高島平線下車
 ●池袋駅西口～高島平線下車

④高島平区民館
3階ホール(高島平地域センター併設)



【住所】高島平3-12-28
 ●JR三田線「高島平」下車5分
 ●池袋駅西口～高島平線下車
 ●池袋駅西口～高島平線下車

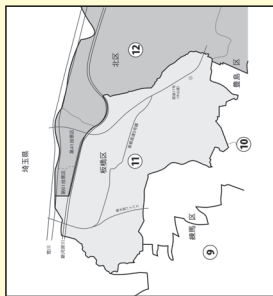


板橋区選挙管理委員会
 〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号
 電話 03-3579-2681 FAX 03-3579-2687

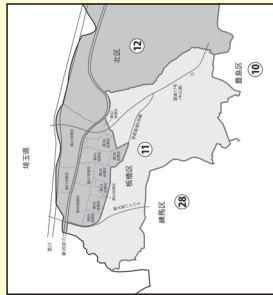
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました

令和4年11月に公職選挙法の一部が改正され、従前から東京都第12区であった、舟渡一～四丁目(第41投票区)及び新河岸一・二丁目(第61投票区)に加え、下記の投票区も東京都第11区から東京都第12区へ変更となります。

変更前



変更後



◆ 改定前より東京都第12区であった投票区(引き続き東京都第12区)

変更なし
 第41投票区 舟渡一丁目・舟渡二丁目・舟渡三丁目・舟渡四丁目
 第61投票区 新河岸一丁目・新河岸二丁目

◆ 改定後、東京都第11区から12区へ変更となった投票区

新規編成

第38投票区 相生町・蓮根一丁目・蓮根二丁目1～8番
 第39投票区 坂下一丁目34～41番・坂下二丁目3～33番
 第40投票区 坂下三丁目6番・8～19番・25～33番・36～37番
 第52投票区 蓮根二丁目9～31番・蓮根三丁目
 第53投票区 高島平一丁目1～5番・10～18番・25～31番
 第54投票区 高島平二丁目6～9番・19～24番・32～34番
 第55投票区 高島平三丁目
 第56投票区 高島平六丁目・高島平七丁目・高島平八丁目・新河岸三丁目
 第57投票区 高島平九丁目
 第60投票区 高島平四丁目・高島平五丁目
 坂下一丁目27番・29～33番・坂下二丁目1～2番
 坂下三丁目1～5番・7番・20～24番・34～35番
 東坂下二丁目

◎ 区割り変更があった方はご注意ください

1 衆議院(小選挙区選出)議員選挙で投票する候補者が変わります

選挙区割りの変更に伴い、東京都第12区小選挙区選出の候補者の中から投票していただくこととなります。

2 期日前投票の受付場所が変わります

期日前投票は左記の4つの期日前投票所でのみ投票することができます。他の期日前投票所では投票することができませんのでご注意ください。